

特別養護老人ホーム 安立荘 利用料金表 (1割負担)

令和4年10月1日現在

[第4段階以上]市町村民税課税世帯

介護度	多床室 (2人部屋 又は 4人部屋)												一日合計額 (①②③)	月額合計 (30日)
	保険内単位数					保険内合計単位数に各%をかける			保険内1割負担金額と保険外金額					
	サービス費	看護体制加算Ⅰ	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算Ⅰ	精神科医師定期的療養指導	処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅰ	ベースアップ等支援加算	負担単価(①)	居住費(②)	食費(③)			
1	573	4	36	13	5	52	17	10	741	855	1,445	3,041	91,230	
2	641	4	36	13	5	58	19	11	822	855	1,445	3,122	93,660	
3	712	4	36	13	5	64	21	12	906	855	1,445	3,206	96,180	
4	780	4	36	13	5	70	23	13	986	855	1,445	3,286	98,580	
5	847	4	36	13	5	75	24	14	1063	855	1,445	3,363	100,890	

  

介護度	従来型個室												一日合計額 (①②③)	月額合計 (30日)
	保険内単位数					保険内合計単位数に各%をかける			保険内1割負担金額と保険外金額					
	サービス費	看護体制加算Ⅰ	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算Ⅰ	精神科医師定期的療養指導	処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅰ	ベースアップ等支援加算	負担単価(①)	居住費(②)	食費(③)			
1	573	4	36	13	5	52	17	10	741	1,171	1,445	3,357	100,710	
2	641	4	36	13	5	58	19	11	822	1,171	1,445	3,438	103,140	
3	712	4	36	13	5	64	21	12	906	1,171	1,445	3,522	105,660	
4	780	4	36	13	5	69	23	13	986	1,171	1,445	3,602	108,060	
5	847	4	36	13	5	75	24	14	1063	1,171	1,445	3,679	110,370	

[第3段階②]市町村民税非課税世帯(前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超えの方)

預貯金等の資産要件 単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下 ※

介護度	多床室 (2人部屋 又は 4人部屋)												一日合計額 (①②③)	月額合計 (30日)
	保険内単位数					保険内合計単位数に各%をかける			保険内1割負担金額と保険外金額					
	サービス費	看護体制加算Ⅰ	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算Ⅰ	精神科医師定期的療養指導	処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅰ	ベースアップ等支援加算	負担単価(①)	居住費(②)	食費(③)			
1	573	4	36	13	5	52	17	10	741	370	1,360	2,471	74,130	
2	641	4	36	13	5	58	19	11	822	370	1,360	2,552	76,560	
3	712	4	36	13	5	64	21	12	906	370	1,360	2,636	79,080	
4	780	4	36	13	5	70	23	13	986	370	1,360	2,716	81,480	
5	847	4	36	13	5	75	24	14	1063	370	1,360	2,793	83,790	

  

介護度	従来型個室												一日合計額 (①②③)	月額合計 (30日)
	保険内単位数					保険内合計単位数に各%をかける			保険内1割負担金額と保険外金額					
	サービス費	看護体制加算Ⅰ	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算Ⅰ	精神科医師定期的療養指導	処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅰ	ベースアップ等支援加算	負担単価(①)	居住費(②)	食費(③)			
1	573	4	36	13	5	52	17	10	741	820	1,360	2,921	87,630	
2	641	4	36	13	5	58	19	11	822	820	1,360	3,002	90,060	
3	712	4	36	13	5	64	21	12	906	820	1,360	3,086	92,580	
4	780	4	36	13	5	69	23	13	986	820	1,360	3,166	94,980	
5	847	4	36	13	5	75	24	14	1063	820	1,360	3,243	97,290	

[第3段階①]市町村民税非課税世帯(前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方)

預貯金等の資産要件 単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下 ※

介護度	多床室 (2人部屋 又は 4人部屋)												一日合計額 (①②③)	月額合計 (30日)
	保険内単位数					保険内合計単位数に各%をかける			保険内1割負担金額と保険外金額					
	サービス費	看護体制加算Ⅰ	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算Ⅰ	精神科医師定期的療養指導	処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅰ	ベースアップ等支援加算	負担単価(①)	居住費(②)	食費(③)			
1	573	4	36	13	5	52	17	10	741	370	650	1,761	52,830	
2	641	4	36	13	5	58	19	11	822	370	650	1,842	55,260	
3	712	4	36	13	5	64	21	12	906	370	650	1,926	57,780	
4	780	4	36	13	5	70	23	13	986	370	650	2,006	60,180	
5	847	4	36	13	5	75	24	14	1063	370	650	2,083	62,490	

  

介護度	従来型個室												一日合計額 (①②③)	月額合計 (30日)
	保険内単位数					保険内合計単位数に各%をかける			保険内1割負担金額と保険外金額					
	サービス費	看護体制加算Ⅰ	日常生活継続支援加算	夜勤職員配置加算Ⅰ	精神科医師定期的療養指導	処遇改善加算Ⅰ	特定処遇改善加算Ⅰ	ベースアップ等支援加算	負担単価(①)	居住費(②)	食費(③)			
1	573	4	36	13	5	52	17	10	741	820	650	2,211	66,330	
2	641	4	36	13	5	58	19	11	822	820	650	2,292	68,760	
3	712	4	36	13	5	64	21	12	906	820	650	2,376	71,280	
4	780	4	36	13	5	69	23	13	986	820	650	2,456	73,680	
5	847	4	36	13	5	75	24	14	1063	820	650	2,533	75,990	

\* 地域区分(1単位=10.45円 1円未満は切り捨て)による算定額は、1カ月あたりで積算しますので上記金額はあくまでも見込みです。実際の請求額に若干の差異が生じることをご了承ください

\* 処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算は少数第一位を四捨五入

上記以外に必要な料金	一律に必要なもの	(1)貴重品管理費(月額2000円)、(2)介護職員処遇改善加算Ⅰ(1月あたりの合計単位数×8.3%で算出/上記金額に若干の差異は生じます)、(3)介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(1月あたりの合計単位数×2.7%で算出/上記金額に若干の差異は生じます)、(4)介護職員等ベースアップ等支援加算(1月あたりの合計単位数×1.6%で算出/上記金額に若干の差異は生じます) (5)科学的介護推進体制加算Ⅱ(1月あたり50単位を算定)
	条件および希望時	①初期加算(30単位/日:最大30日間)、②外泊時費用加算(246単位/日:最大月6日間)、③外泊時在宅サービス利用費用加算(560単位/日:最大月6日間)、④看取り介護加算(72単位/日:死亡日以前31日以上45日以下、144単位/日:死亡日以前4日以上30日以下、680単位/日:死亡日以前4日、1,280単位/死亡日)、⑤経口維持加算Ⅰ(400単位/月)、Ⅱ(100単位/月)、⑥安全対策体制加算(20単位/入所時1回)

[第2段階]市町村民税非課税世帯(前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方)  
 預貯金等の資産要件 単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下 ※

介護度	多 床 室 ( 2人部屋 又は 4人部屋 )												
	保 険 内 単 位 数					保 険 内 合 計 単 位 に 各 % を か け る			保 険 内 1 割 負 担 金 額 と 保 険 外 金 額			一 日 合 計 額 (①②③)	月 額 合 計 (30日)
	サービ ス費	看護体制 加算Ⅰ	日常生活継続支 援加算	夜勤職員 配置加算Ⅰ	精神科医師定期 的療養指導	処遇改善 加算Ⅰ	特定処遇 改善加算Ⅰ	ベースアップ等 支援加算	負担単価 (①)	居住費 (②)	食費(③)		
1	573	4	36	13	5	52	17	10	741	370	390	1,501	45,030
2	641	4	36	13	5	58	19	11	822	370	390	1,582	47,460
3	712	4	36	13	5	64	21	12	906	370	390	1,666	49,980
4	780	4	36	13	5	70	23	13	986	370	390	1,746	52,380
5	847	4	36	13	5	75	24	14	1063	370	390	1,823	54,690
介護度	従 来 型 個 室												
	保 険 内 単 位 数					保 険 内 合 計 単 位 に 各 % を か け る			保 険 内 1 割 負 担 金 額 と 保 険 外 金 額			一 日 合 計 額 (①②③)	月 額 合 計 (30日)
	サービ ス費	看護体制 加算Ⅰ	日常生活継続支 援加算	夜勤職員 配置加算Ⅰ	精神科医師定期 的療養指導	処遇改善 加算Ⅰ	特定処遇 改善加算Ⅰ	ベースアップ等 支援加算	負担単価 (①)	居住費 (②)	食費(③)		
1	573	4	36	13	5	52	17	10	741	420	390	1,551	46,530
2	641	4	36	13	5	58	19	11	822	420	390	1,632	48,960
3	712	4	36	13	5	64	21	12	906	420	390	1,716	51,480
4	780	4	36	13	5	69	23	13	986	420	390	1,796	53,880
5	847	4	36	13	5	75	24	14	1063	420	390	1,873	56,190

[第1段階]市町村民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者・生活保護世帯  
 預貯金等の資産要件 単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下 ※

介護度	多 床 室 ( 2人部屋 又は 4人部屋 )												
	保 険 内 単 位 数					保 険 内 合 計 単 位 に 各 % を か け る			保 険 内 1 割 負 担 金 額 と 保 険 外 金 額			一 日 合 計 額 (①②③)	月 額 合 計 (30日)
	サービ ス費	看護体制 加算Ⅰ	日常生活継続支 援加算	夜勤職員 配置加算Ⅰ	精神科医師定期 的療養指導	処遇改善 加算Ⅰ	特定処遇 改善加算Ⅰ	ベースアップ等 支援加算	負担単価 (①)	居住費 (②)	食費(③)		
1	573	4	36	13	5	52	17	10	741	0	300	1,041	31,230
2	641	4	36	13	5	58	18	11	822	0	300	1,122	33,660
3	712	4	36	13	5	64	20	12	906	0	300	1,206	36,180
4	780	4	36	13	5	69	22	13	986	0	300	1,286	38,580
5	847	4	36	13	5	75	24	14	1063	0	300	1,363	40,890
介護度	従 来 型 個 室												
	保 険 内 単 位 数					保 険 内 合 計 単 位 に 各 % を か け る			保 険 内 1 割 負 担 金 額 と 保 険 外 金 額			一 日 合 計 額 (①②③)	月 額 合 計 (30日)
	サービ ス費	看護体制 加算Ⅰ	日常生活継続支 援加算	夜勤職員 配置加算Ⅰ	精神科医師定期 的療養指導	処遇改善 加算Ⅰ	特定処遇 改善加算Ⅰ	ベースアップ等 支援加算	負担単価 (①)	居住費 (②)	食費(③)		
1	573	4	36	13	5	52	17	10	741	320	300	1,361	40,830
2	641	4	36	13	5	58	18	11	822	320	300	1,442	43,260
3	712	4	36	13	5	64	20	12	906	320	300	1,526	45,780
4	780	4	36	13	5	69	22	13	986	320	300	1,606	48,180
5	847	4	36	13	5	75	24	14	1063	320	300	1,683	50,490

\* 地域区分(1単位=10.45円 1円未満切り捨て)による算定額は、1カ月あたりで積算しますので上記金額はあくまでも見込みです。実際の請求額に若干の差異が生じることをご了承ください。

\* 処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算は少数第一位を四捨五入

上記以外に必要な料金	一律に必要なもの	(1)貴重品管理費(月額2000円)、(2)介護職員処遇改善加算Ⅰ(1月あたりの合計単位数×8.3%で算出/上記金額に若干の差異は生じます)、(3)介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(1月あたりの合計単位数×2.7%で算出/上記金額に若干の差異は生じます)、(4)介護職員等ベースアップ等支援加算(1月あたりの合計単位数×1.6%で算出/上記金額に若干の差異は生じます) (5)科学的介護推進体制加算Ⅱ(1月あたり50単位を算定)
	条件および希望時	①初期加算(30単位/日:最大30日間)、②外泊時費用加算(246単位/日:最大月6日間)、③外泊時在宅サービス利用費用加算(560単位/日:最大月6日間)、④看取り介護加算(72単位/日:死亡日以前31日以上45日以下、144単位/日:死亡日以前4日以上30日以下、680単位/日:死亡日以前4日、1,280単位/死亡日)、⑤経口維持加算Ⅰ(400単位/月)、Ⅱ(100単位/月)、⑥安全対策体制加算(20単位/入所時1回)

※ 預貯金等に含まれるものは、資産性が高く、換金性が高く、価格評価が容易なもの  
 第2号被保険者は、利用者負担段階にかかわらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。